

令和6年12月25日

第18回村上市農業委員会会議録

第18回村上市農業委員会総会を令和6年12月25日午後3時00分村上農村環境改善センター大集会室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1 番	石	山	章	2 番	大	野	章
3 番	菅	原	隆雄	4 番	高	橋	大亮
5 番	遠	山	和孝	6 番	遠	藤	俊樹
7 番	斎	藤	博	8 番	稲	葉	浩之
9 番	阿	部	正一	10 番	佐	藤	昌夫
11 番	板	垣	栄一	12 番	船	山	寛
13 番	島	田	幸男	14 番	田	村	昭一
15 番	佐	藤	裕介	16 番	加	藤	孝平
17 番	佐	藤	健吉	19 番	富	樫	与志栄
20 番	富	樫	あゆみ				

2. 欠席委員は次のとおりである。

18 番 大 倉 毅

3. 本定例会会議事件は次のとおりである。

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について

報告第2号 農用地利用集積計画の取消しについて

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第5号 令和6年度村上市賃借料情報（案）について

そ の 他

4. 本定例会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長 高 橋

事 務 局 次 長 中 村

事 務 局 副 参 事 園 部

事 務 局 副 参 事 近 藤

高橋局長

ただいまから第18回村上市農業委員会総会を開催いたします。

それでは、本日の欠席委員の報告をいたします。本日の欠席委員は1名です。議席番号18番、大倉毅委員から欠席の報告を受けております。よって、本日の出席委員は19名であり、村上市農業委員会会議規則第6条により、本日の総会は成立いたします。

また、本日は農地利用最適化推進委員との合同会議となります。推進委員の方にもご出席をいただいております。本日の欠席推進委員は1名となります。よって、農地利用最適化推進委員の出席者は18名となります。

それでは、開会に当たりまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

石山会長

挨拶（略）

高橋局長

ありがとうございました。

それでは、議事録署名委員選出以降の議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、石山会長よりお願いをいたします。

石山会長

それでは、議事録署名委員の選出を行いたいと思いますが、議長にご一任いただければ幸いです、いかがでしょうか。

（異議なしの声多数）

石山会長

異議なしと認め、第18回村上市農業委員会定例総会の議事録署名委員には議席番号15番、佐藤委員、議席番号17番、同じく佐藤委員のお二方をお願いいたします。

（両委員了承）

石山会長

最初に、報告事項。報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について、事務局より報告願います。

中村次長

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について報告いたします。

番号1、申請人、〇〇〇〇、土地につきましては2筆、面積1,644平米。申請事由としましては、申請地は住宅の脇に位置する農地であり、20年以上耕作しておらず、現在は雑種地化しております。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

続きまして、番号2、申請人、〇〇〇〇、土地につきましては1筆、715平米。申請事由としましては、申請地は30年以上耕作しておらず、現在は原野化しております。このため、農地への復

旧は困難な状況にあります。

位置説明（省略）

報告は以上でございます。

石山会長

続いて、質疑を受ける前に、報告第2号について説明願います。

園部副参事

それでは、先ほど局長よりお話がありましたとおり、本日お配りしました村上市農業委員会総会の議案と2ページ目を御覧ください。報告第2号 農用地利用集積計画の取消しについてです。こちらは、第9回定例会において決定された案件でございます。

譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、土地の表示、〇〇〇〇、畑ほか2筆、地積合計253平米、利用権等の種別、所有権の移転、売買を取下げの旨の連絡がありました。

取下げの理由につきましては、当初申請した農地につきまして、譲渡人は作付をしておらず、売買する旨協議し、基盤強化促進法により許可を受けたところでございます。今回登記を実施するに当たりまして譲渡人とやり取りをした中で、売買許可を受けたものの、離れて暮らしている子供等の家族の同意が得られないということで、取下げをしていただきたいという連絡があったものでございます。取り下げた農地につきましては、適正に管理をしていくということでございます。

以上で説明を終わります。

石山会長

報告第1号、第2号、併せてご質問等ありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

石山会長

特にないようでありますので、報告は以上といたします。

それでは、議題に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明願います。

園部副参事

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきましては、今月は、贈与が3件、売買が7件、合計で10件でございます。

それでは、番号1番からご説明をいたします。番号1番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田1筆、地積830平米、契約の種別、所有権の移転、贈与。申請の田は2筆で1枚の田んぼになっておりまして、譲受人が今まで分かっていなかったものでございます。譲受人が調べたところ、親戚である譲渡人の土地であることを知り、協議、相談した結果、贈与となったも

のでございます。

続きまして、番号2番の案件でございますが、こちらにつきましては、昨日、申請人より、急遽ではございますが、一身上の都合により申請を取り下げたい旨の連絡がございました。

取り消した理由につきましては、個人的な理由によりお聞きすることはできませんでした。このようなことから、番号2番の説明につきましては、議案から削除いたします。

続きまして、番号3番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田1筆、地積386平米、所有権の移転、贈与。譲渡人につきましては、〇〇〇〇は何年も前から不在で、管理をしていたのが譲受人でした。〇〇〇〇の財産については全て清算することで考えているということで、全て譲受人に譲り渡す手続を取っているようです。今回の申請の農地につきましては、委託する分もあるということですが、基本譲受人が作付していきたいということで確認しております。

続きまして、番号4番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、畑1筆、地積402平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

続きまして、番号5番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、畑1筆、地積659平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

続きまして、番号6番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、畑1筆、地積324平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

続きまして、番号7番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田1筆、地積2,246平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

続きまして、番号8番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田1筆、地積1,460平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

続きまして、番号9番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇一、地目、畑2筆、地積合計216平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

続きまして、番号10番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、畑1筆、地積420平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

続きまして、番号11番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田1筆、地積1,509平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

位置説明（省略）

以上で場所の説明を終わります。

説明しました10件につきましては、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

石山会長

今ほど説明のあった議案第1号につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

推進委員、齋藤委員。

齋藤裕助推進委員

推進委員の17番、齋藤です。番号9なんですけれども、面積に対して売買価格ですか、突出して高いような感じ受けるんですけれども、この2筆の畑なんですけれども、何かあるんでしょうか。いわくつきのことはあるんでしょうか、教えてください。

園部副参事

こちらの2筆につきましては、畑のすぐ左側がこの譲渡人の家の方の宅地となっております。それで、自分の家の脇に特に何かほかのものが建ってもらおうと困るということもありまして、自分で畑を作付していきたいということで、宅地並みの金額で契約させていただいたということで、譲受人との話合いにより決めたものということでございます。特にいわくつきではございません。

石山会長

齋藤委員、よろしいでしょうか。

齋藤裕助推進委員

はい、結構です。

石山会長

ほかにないでしょうか。

(発言する者なし)

石山会長

ないようでありますので、議案第1号については、番号2番、取り下げましたので、番号2番を除き許可することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、番号2番が取り下げられたため、番号2番を除き許可することに決定いたしました。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明願います。

中村次長

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。

この案件は、11月の総会にて農振整備計画の変更に係る意見書の交付申請の案件でございます。番号1、申請人、〇〇〇〇、土地につきましては1筆、2,921平米、転用目的は畜舎建設敷地、農地区分は農振農用地にある農地。備考としましては、申請者は経営規模拡大のため畜舎を新たに建設するため、転用申請するものです。なお、申請地は農用地利用計画において指定された農

地です。畜舎 1 棟、建築面積2,141.16平米、全体計画といたしましては8,591平米、畜舎 2 棟、建築面積4,282.32平米となっております。

位置説明（省略）

説明は以上でございます。

石山会長

それでは、質疑の前に、転用に係る現地調査をしていただいておりますので、議席番号11番、板垣栄一委員から報告をお願いします。

板垣栄一委員

それでは、この案件につきまして私からご説明を申し上げます。

この案件につきましては、それに先立ちまして、農地調整部会の佐藤健吉さん部会長の農地調整部会でも現地確認をしたことで、皆様もご承知のことかと思えます。

それでは、現地調査の報告ということでさせていただきます。農地法第4条申請の議案番号1番につきまして、12月12日に現地調査を実施いたしましたので、ご報告をいたします。当日は、午前9時に神林支所第2会議室におきまして、農業委員3名、最適化推進委員3名、事務局からは中村次長が出席し、事務局より申請内容について説明を受けました。その後、現地へ移動し、代理人の〇〇行政書士、申請者である〇〇〇〇が立会いの下、申請内容について確認を行いました。この案件は、農振計画の変更に伴う意見書の交付申請があった案件であり、12月11日付で農振計画の変更が承認されたことから、このたび農地転用の申請を行うこととなったものであります。申請地は、廃業した〇〇〇〇の畜舎と既存の〇〇〇〇の畜舎との間に位置する農地であり、隣接する農地が1筆あるものの、所有者からは同意をいただいております。また、施設内の汚水（ふん尿、洗浄水）があるわけでありますけれども、それらの処理につきましては、家畜専用の浄化槽を設置し、処理することとすることであり、雨水排水につきましては、浸透枳を設置し、地下浸透させ、一部のオーバーフローした雨水につきましては排水路へ流すことで土地改良区から同意を得ていることとすることでありました。

以上により、現地調査の結果から、地域としては委員全員で許可すべきものとの意見になりました。どうか皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

石山会長

それでは、議案第2号について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

石山会長

ないようでありますので、議案第2号を許可することに決定してもご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

石山会長

異議なしと認め、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明願います。

中村次長

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

この案件は、令和3年度の9月に同じ申請者が同じ目的で一時転用許可を得ている場所の隣地を追加で申請したものでございます。番号1、貸人、〇〇〇〇、借人が〇〇〇〇となっております。土地につきましては1筆、370平米のうち262平米、転用目的は駐車場敷地、契約は賃貸借、1か月当たりの対価が〇〇〇〇円、農地区分が第2種農地、備考としましては一時転用で、利用期間は令和7年1月1日から令和9年11月30日、全体計画といたしましては1,295平米、関係者3名となっております。

位置説明（省略）

説明は以上でございます。

石山会長

それでは、転用に係る現地調査の報告をお願いします。

19番、富樫委員。

富樫与志栄委員

19番、富樫です。朝日地域では、農地法の第5条の申請がありました案件について、12月の13日に現地調査を実施しましたので、ご報告いたします。

当日は、午前9時に朝日支所において、農業委員4名、推進委員5名、事務局より中村次長、鬼原主査が出席し、事務局より申請内容について説明を受けました。この転用申請は、令和3年度において5条申請された案件に関連するものであり、受注工事の関係者で参加業者が増え、現在の駐車場では車の台数が不足するため、隣地を一時転用したいとのことです。この施設には汚水排水が出る設備はなく、雨水排水については既に許可を得ている駐車場へ隣接するとのことでした。また、申請地には隣地する農地はございません。

以上のことから、このたびの転用申請については、朝日地域としてはやむを得ないという意見になりました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

石山会長

それでは、議案第3号につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

石山会長

これもないようでありますので、議案第3号を許可することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

議案第4号 農用地利用集積計画(案)の決定について議題といたします。

事務局、説明してください。

園部副参事

議案第4号 農用地利用集積計画(案)の決定につきましてご説明をいたします。

今月は、賃貸借の設定が129件、売買案件が5件、合わせて134件でございます。その後、農地中間管理機構関連の説明をさせていただきます。

それでは、番号1番から賃借権の設定でございます。番号1番、貸人、〇〇〇〇、借人、〇〇〇〇、地目、田3筆、地積合計3,201平米、期間は10年、10アール当たりコシヒカリ玄米50キロ、新規でございます。

以降、番号129番まで賃借権の設定でございます。

それでは、番号130番から売買案件でございます。番号130番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田1筆、地積3,074平米、利用権等の種別、所有権の移転、売買でございます。売買の対価は〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

続きまして、番号131番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田5筆、地積合計3,309平米、利用権等の種別、所有権の移転、売買でございます。売買の対価につきましては〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

続きまして、番号132番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田1筆、地積1,055平米、利用権等の種別、所有権等の移転、売買でございます。売買の対価は〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

続きまして、番号133番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田3筆、畑3筆、地積合計1,839平米、利用権等の種別、所有権の移転、売買でございます。売買の対価につきましては〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

続きまして、番号134番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田4筆、地積合計5,978平米、利用権等の種別、所有権の移転、売買でございます。売買の対価につきましては〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

位置説明(省略)

以上で場所の説明を終わります。

近藤副参事

続きまして、ここからは、農地中間管理事業による利用権の設定でございます。集積と配分を連続した番号で表示しておりますので、よろしくお願いいたします。

今回は、使用貸借70件、賃貸借68件、合計138件でございます。ほぼ契約期限の更新案件となっております。そのうち新規が28件ございました。

それでは、番号135番、貸人、〇〇〇〇、借人、公益社団法人新潟県農林公社、土地の表示、〇〇〇〇、地目、田、地積398平米ほか2筆、計2,889平米、利用権等の種別が使用貸借による権利の設定、期間が10年間、再設定で、改良区費は借人負担でございます。

続いて、136番、貸人、公益社団法人新潟県農林公社、借人、〇〇〇〇、内容については番号135番と同様でございます。

ここから83ページ、番号204番までが使用貸借の案件となっております。

続きまして、同ページ、番号205番、貸人、〇〇〇〇、借人、公益社団法人新潟県農林公社、土地の表示、〇〇〇〇、地目、田、地積3,670平米ほか6筆、計20,327平米、利用権等の種別が賃借権の設定、期間が10年間、借賃が10アール当たり〇〇〇〇円、再設定で、改良区費は借人負担でございます。先ほどの使用貸借と続きの地番番号で紛らわしいんですが、隣り合ったほ場ではありませんので、申し添えます。

続いて、番号206番、貸人、公益社団法人新潟県農林公社、借人、〇〇〇〇、内容については番号205番と同様でございます。

ここから125ページ、番号272番までが農地中間管理事業による賃借権の案件となります。

以上、全て農業経営基盤強化促進法第18条の各条件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

石山会長

それでは最初に、議案番号2番、3番について審議いたします。

議席番号2番、大野委員、議事に参与できませんので、退席を願います。

（2番 大野 章君退席）

石山会長

それでは、議案番号2番、3番につき質疑に入ります。ご意見、ご質問いかがでしょうか。

（発言する者なし）

石山会長

ないようでありますので、番号2番、3番、承認することに決定してもご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

石山会長

異議なしと認め、番号2番、3番、承認することに決定いたしました。

(2番 大野 章君着席)

石山会長

大野委員、番号2番、3番、承認することに決定いたしました。

次に、番号85番、133番、292番につき審議いたします。

13番、島田委員、議事に参与できませんので、退席を願います。

(13番 島田幸男君退席)

石山会長

それでは、質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

石山会長

ないようでありますので、番号85番、133番、292番につき承認することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、承認することに決定いたしました。

(13番 島田幸男君着席)

石山会長

島田委員、番号85番、133番、292番につき承認することに決定いたしました。

次に、番号123番から126番につき審議いたします。

議席番号7番、斎藤委員、16番、加藤委員、19番、富樫委員、議事に参与できませんので、退席を願います。

(7番 斎藤 博君、16番 加藤孝平君、19番 富樫与志栄君退席)

石山会長

それでは、質疑に入ります。

(発言する者なし)

石山会長

承認することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、番号123番から126番、承認することに決定いたしました。

(7番 斎藤 博君、16番 加藤孝平君、19番 富樫与志栄君着席)

石山会長

議案番号123番から126番、承認することに決定いたしました。

次に、議案番号132番、160番、162番、284番、286番、288番、290番につき審議いたします。
議席番号12番、船山委員、議事に参与できませんので、退席を願います。

(12番 船山 寛君退席)

石山会長

質疑に入ります。

(発言する者なし)

石山会長

承認することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案番号132番、160番、162番、284番、286番、288番、290番につき承認することに決定いたしました。

(12番 船山 寛君着席)

石山会長

船山委員、議案番号132番、160番、162番、284番、286番、288番、290番につき承認することに決定いたしました。

次に、議案番号140番につき審議をいたします。

議席番号15番、佐藤委員、議事に参与できませんので、退席を願います。

(15番 佐藤裕介君退席)

石山会長

議案番号140番につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

石山会長

ないようでありますので、議案番号140番、承認することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案番号140番、承認することに決定いたしました。

(15番 佐藤裕介君着席)

石山会長

佐藤委員、議案番号140番、承認することに決定いたしました。

次に、議案番号156番、264番につき審議をいたします。

議席番号11番、板垣委員、議事に参与できませんので、退席を願います。

(11番 板垣栄一君退席)

石山会長

質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(なしの声あり)

石山会長

承認することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案番号156番、264番、承認することに決定いたしました。

(11番 板垣栄一君着席)

石山会長

板垣委員、議案番号156番、264番、承認することに決定いたしました。

次に、議案番号208番、210番につき審議をいたします。

議席番号8番、稲葉委員、議事に参与できませんので、退席を願います。

(8番 稲葉浩之君退席)

石山会長

質疑に入ります。

(発言する者なし)

石山会長

承認することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案番号208番、210番、承認することに決定いたしました。

(8番 稲葉浩之君着席)

石山会長

稲葉委員、議案番号208番、210番、承認することに決定いたしました。

次に、議案番号250番につき審議をいたします。

議席番号4番、高橋委員、議事に参与できませんので、退席を願います。

(4番 高橋大亮君退席)

石山会長

議案番号250番、質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

石山会長

ないようですので、承認することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案番号250番、承認することに決定いたしました。

(4番 高橋大亮君着席)

石山会長

高橋委員、議案番号250番、承認することに決定いたしました。

それでは次に、議案番号135番から372番まで、議長である私、議席番号1番、石山が議事に参与できませんので、退席し、議長に板垣職務代理者からお願いいたします。

(1番 石山 章君退席)

板垣職務代理

それでは、議長を代わりまして、私、板垣栄一であります。

議案番号135番から372番につき審議をいたします。ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

板垣職務代理

しばらくしてないようでありますので、135番から372番まで、承認することに決定してよろしいでしょうか。

(異議なしの声多数)

板垣職務代理

異議なしと認め、135番から372番、承認されました。ありがとうございました。

(1番 石山 章君着席)

板垣職務代理

石山会長、135番から372番まで、承認されました。

石山会長

それでは、集積計画、今まで承認された案件を除いて質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

石山会長

特にないようでありますので、議案第4号 農用地利用集積計画(案)の決定については承認することに決定いたしました。

議案第5号 令和6年度村上市賃借料情報(案)について議題といたします。

事務局、説明願います。

園部副参事

それでは、議案第5号 令和6年度村上市賃借料情報(案)につきましてご説明をいたします。

126、127ページとなります。こちらは、農地法第52条の規定によりまして、賃借料等を別紙のとおり公表をするものということになっておりますので、そちらのほうでご確認いただきたいと思います。

127ページ、こちら数字がすこし細かくて申し訳ございませんが、縦に見ていただきたいと思います。こちらの表につきましては、データにつきましては、令和5年6月から令和6年5月までに農業委員会で決定、公告されました農用地利用集積計画から算出したものでございます。上段の数字につきましては、金額を集計したものでございます。下段の括弧内の数字は、物納数を集計したものでございます。データ数は、集計に用いた筆の数となっております。算出結果は四捨五入しまして、100円単位とし、物納はキログラム単位となっております。データの件数が5件未満の場合は、表示はしておりません。今年度、参考賃借料の改定がございましたが、4月中旬に全戸配布させていただきました。こちらの表につきましては、令和5年6月から今年の令和6年5月までの集計というふうになっておりますので、改定後の金額は来年度に反映されるものと思われま

す。

説明につきましては以上でございます。

石山会長

それでは、質疑に入ります。ご意見等。

(発言する者なし)

石山会長

これもないようでありますので、承認することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案第5号 令和6年度村上市賃借料情報(案)については承認することに決定いたしました。

石山会長

その他について、皆様方から何か。

(発言する者なし)

石山会長

特にないようでありますので、議案については以上といたします。

時間が若干ありますので、暫時休憩をいたします。ここの室内の後ろにある時計で4時5分まで、10分間休憩いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後3時55分～午後4時05分

- ・ 協議、連絡事項ほか

時に午後 4 時30分であった。

以上の議事の概要を記し、その内容に相違ないことを認めここに署名する。

令和 6 年12月25日

村上市農業委員会
会 長

同議事録署名委員
委 員

委 員